

5 福薬業発第 390 号  
令和 5 年 11 月 28 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 竹野 将行

**花粉症の治療薬に係る長期処方やリフィル処方箋の活用について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 291号  
令 和 5 年 11月 27日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

花粉症の治療薬に係る長期処方やリフィル処方箋の活用について

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本年4月に「花粉症に関する関係閣僚会議」が設置され、「花粉症対策の全体像」（令和5年5月30日花粉症に関する関係閣僚会議決定）が示されました。

今般、当該閣僚会議において、「花粉症対策初期集中対応パッケージ」がとりまとめられ、花粉症の治療薬については、長期処方や令和4年度診療報酬改定で導入されたリフィル処方箋の活用を推進することとされたとのことでした。

つきましては、貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

事 務 連 絡

令和5年11月21日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

花粉症の治療薬に係る長期処方やリフィル処方箋の活用について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事務連絡  
令和5年11月21日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

### 花粉症の治療薬に係る長期処方やリフィル処方箋の活用について

花粉症問題の解決に向けては、様々な対策を効果的に組み合わせて実行していくため、本年4月に「花粉症に関する関係閣僚会議」が設置され、同年5月に今後10年を視野に入れた施策も含め、花粉症解決のための道筋を示す「花粉症対策の全体像」（令和5年5月30日花粉症に関する関係閣僚会議決定）が示されたところです。

今般、当該閣僚会議において、「花粉症対策の全体像」が想定している期間の初期の段階から集中的に実施すべき対応として、「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」（令和5年10月11日花粉症に関する関係閣僚会議決定）がとりまとめられました。このパッケージにおいては、発症・曝露対策の一環として、「医療機関において医薬品を処方する場合には、患者の状況等に合わせて医師の判断により、長期処方や令和4年度診療報酬改定で導入されたリフィル処方箋を活用する方法もあるところ、花粉症の治療薬については、前シーズンまでの治療で合う治療薬が分かっているケースや現役世代の通院負担等を踏まえ、これらの活用を積極的に促進する」ととされました。

厚生労働省においても、当該パッケージを踏まえた取り組みを進めていくこととしますので、ご了知いただくとともに、花粉症の治療薬に係る長期処方やリフィル処方箋の活用について、貴管下の保険医療機関、保険薬局等に対して周知いただきますよう、協力方お願いいたします。

また、当該閣僚会議や当該パッケージについて、参考に記載しているURLも情報提供いたします。

（参考）

○ 内閣官房HP

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kafun/index.html>（閣僚会議）

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kafun/pdf/231011\\_gaiyou.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kafun/pdf/231011_gaiyou.pdf)（パッケージ概要）

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kafun/pdf/231011\\_honbun.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kafun/pdf/231011_honbun.pdf)（パッケージ本文）